第１章　計画の策定にあたって

１．計画策定の趣旨と基本理念

（１）計画策定の背景と趣旨

竜王町（以下、「本町」という。）では、平成 28 年３月に「ともに支え合う共生のまち」、「障がいのある人が自立するまち」、「安心して暮らせるまち」を目指し、「ともに支え合い、安心して暮らせる、自立と共生のまち　竜王」を基本理念として「第２期竜王町障がい者計画」を策定し、福祉・保健・医療・教育・生活環境・雇用・行政サービス等の幅広い分野から、障害福祉を総合的に推進してきました。

平成 18 年に国際連合で「障害者権利条約」が採択され、日本では条約の批准に向け、「障害者基本法」の改正（平成 23 年８月）や「障害者虐待防止法」の施行（平成 24 年 10 月）、「障害者差別解消法」の成立および「障害者雇用促進法」の改正（平成 25 年６月）といった国内法の整備を経て、平成 26 年１月に同条約を批准しました。

なお、平成 25 年４月に施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）では、制度に谷間がない支援提供や、法に基づく支援が、地域社会における共生や社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われるべきことを定めています。

また、平成 28 年５月には、「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」が可決されました。改正の内容は、障がいのある人自らが望む地域生活を営むことができるような、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しが行われるとともに、障がいのある子どもへの支援の提供体制を計画的に確保するため、都道府県、市町村において障がい児福祉計画を策定することとなりました。

このたび、「第５期竜王町障がい福祉計画および第１期竜王町障がい児福祉計画」が令和２年度をもって計画期間を終了することから、国の制度改正の方向や障がいのある人やその家族のニーズ、計画の進捗状況等を踏まえた計画の見直しを行い、障害福祉施策を総合的に推進するため、新たに「第６期竜王町障がい福祉計画および第２期竜王町障がい児福祉計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

■障がい者関連法整備の主な動き（障害者基本法改正以降）

年	主な動き
平成 23 年	8 月　「障害者基本法」の改正・施行 ・社会的障壁の除去、差別の禁止、合理的配慮、教育・選挙における配慮の規定　等
平成 24 年	10 月　「障害者虐待防止法」の施行 ・通報義務、立入調査権を規定　等
平成 25 年	4 月　「障害者総合支援法」の改正・施行 ・理念の具体化、難病患者への支援、地域生活支援事業の追加　等 4 月　「障害者優先調達推進法」の施行 ・障害者就労施設等から優先的に物品等を調達、調達方針の策定　等 9 月　「障害者基本計画（第 3 次）」策定 ・基本原則の見直し、障がいのある人の自己決定の尊重を明記　等
平成 26 年	1 月　日本が「障害者権利条約」を批准 4 月　「障害者総合支援法」の改正・施行 ・障害支援区分、重度訪問介護の対象拡大、共同生活援助一元化　等
平成 28 年	4 月　「障害者差別解消法」の施行 ・差別の禁止、合理的配慮の提供、自治体の差別解消の取組　等 4 月　「障害者雇用促進法」の改正・施行 ・差別の禁止、合理的配慮の提供義務　等 5 月　「成年後見制度利用促進法」の施行 ・利用促進委員会等の設置、利用促進に関する施策　等 8 月　「発達障害者支援法の一部を改正する法律」の施行 ・切れ目のない支援、家族等への支援、地域の支援体制構築　等
平成 30 年	3 月　「障害者基本計画（第 4 次）」策定 ・当事者本位の総合的・分野横断的な支援、複合的な困難や障害特性等に配慮したきめ細かい支援　等 4 月　「障害者総合支援法」、「児童福祉法」の改正・施行 ・障がいのある人の望む地域生活の支援、障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備　等 6 月　「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の施行 ・障がいのある人による文化芸術の鑑賞および創造の機会の拡大、文化芸術の作品等の発表の機会の確保　等
令和 2 年	4 月　「障害者雇用促進法」の改正・施行（一部令和元年 6 月、9 月施行） ・「障害者活躍推進計画」策定の義務化、特定短時間労働者を雇用する事業主に対する特例給付金の支給　等

（2）計画の基本理念

本計画は、本町における障害福祉施策全般の方向性を定める「第２期竜王町障がい者計画」との整合を図る観点から、当該計画と同様の基本理念を掲げ、障がいのある人が暮らしやすい地域づくりを進めていきます。

基 本 理 念

ともに支え合い、安心して暮らせる、
自立と共生のまち　竜王

〇本町は、「すべての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重される」という障害者基本法の理念のもと、すべての住民が分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合い、暮らすことのできる「ともに支え合う共生のまち」を目指します。

〇本町は、地域の支え合いと公的な支援を効果的に組み合わせ、いつでもどこでも適切な支援を受けられる環境において、障がいのある人が自らの決定に基づいた暮らしを実現できる「安心して暮らせるまち」を目指します。

〇本町は、「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の理念のもと、障がいのある人の活動や社会参加を制限する社会的な障壁をなくし、障がいのある人が自らの能力を発揮し、自己実現のできるまちを目指します。

（３）サービス提供体制の確保において踏まえるべき視点

国が示す「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下、「基本指針」という。）において掲げられた基本的理念に基づき、適切にサービスを提供できる体制の確保に取り組みます。

①障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

障がいのある人の自己決定を尊重し、その意思決定を支援するとともに、自立と社会参加の実現を図るため、障害福祉サービス等の提供体制の整備を進めます。

②市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

障害者手帳所持者をはじめ、難病患者、障がいのある子ども等が身近な地域で一元的な障害福祉サービスを受けることができるよう、県や関係機関の支援等を通じて、サービスの充実に努めます。

③入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活における支援を充実し、施設入所者の地域への移行を図ります。

④地域共生社会の実現に向けた取組

地域共生社会の実現に向けて、住民が主体的に地域づくりに取り組む仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保等に係る取組の推進、専門的な支援を必要とする人に対する、各関連分野が協働する包括的な支援体制の構築に努めます。

⑤障がいのある子どもの健やかな育成のための発達支援

障害種別にかかわらず、療育等の必要な支援を行う障害児通所支援や障害児相談支援等の充実を図ります。また、障がいのある子どものライフステージに沿って、関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

⑥障害福祉人材の確保

将来的に、安定した障害福祉サービスの提供と、障害福祉に関する多様な事業を実施していくために、研修の実施や多職種間の連携の推進等、人材育成や提供体制の確保に努めます。

⑦障がいのある人の社会参加を支える取組

障がいのある人が文化芸術の鑑賞、創造等の多様な活動に参加できる機会を創出します。また、視覚障がいのある人の読書環境の整備等、地域における社会参加の促進を図ります。

２．計画の性格と位置づけ

（１）計画策定の法的根拠

「第２期竜王町障がい者計画」は、「障害者基本法」第 11 条第３項の規定による「市町村障害者計画」として、本町における障害者施策全般に係る理念や基本的な方針、目標を定めた計画です。

「第６期竜王町障がい福祉計画」は「障害者総合支援法」第 88 条の規定による「市町村障害福祉計画」として、「第２期竜王町障がい児福祉計画」は「児童福祉法」第 33 条の 20 の規定による「市町村障害児福祉計画」として、本町における障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標や、各年度における障害福祉サービスの種類ごとの必要な量の見込み、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項等を定めた計画です。

■障害者基本法（昭和45年法律第84号）

第11条第3項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

■障害者総合支援法（平成17年法律第123号）

第88条第1項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

■児童福祉法（昭和22年法律第164号）

第33条の20第1項

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

（2）竜王町における位置づけ

本計画は、国の「障害者基本計画（第４次）」、滋賀県の「滋賀県障害者プラン」との整合性を踏まえ、策定しています。

本計画は、「第六次竜王町総合計画」を上位計画とし、「竜王町地域福祉計画」「いきいき竜王長寿プラン　竜王町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「竜王町子ども・子育て支援事業計画」等の関連計画における障がい者等の福祉に関する事項と調和が保たれたものとします。

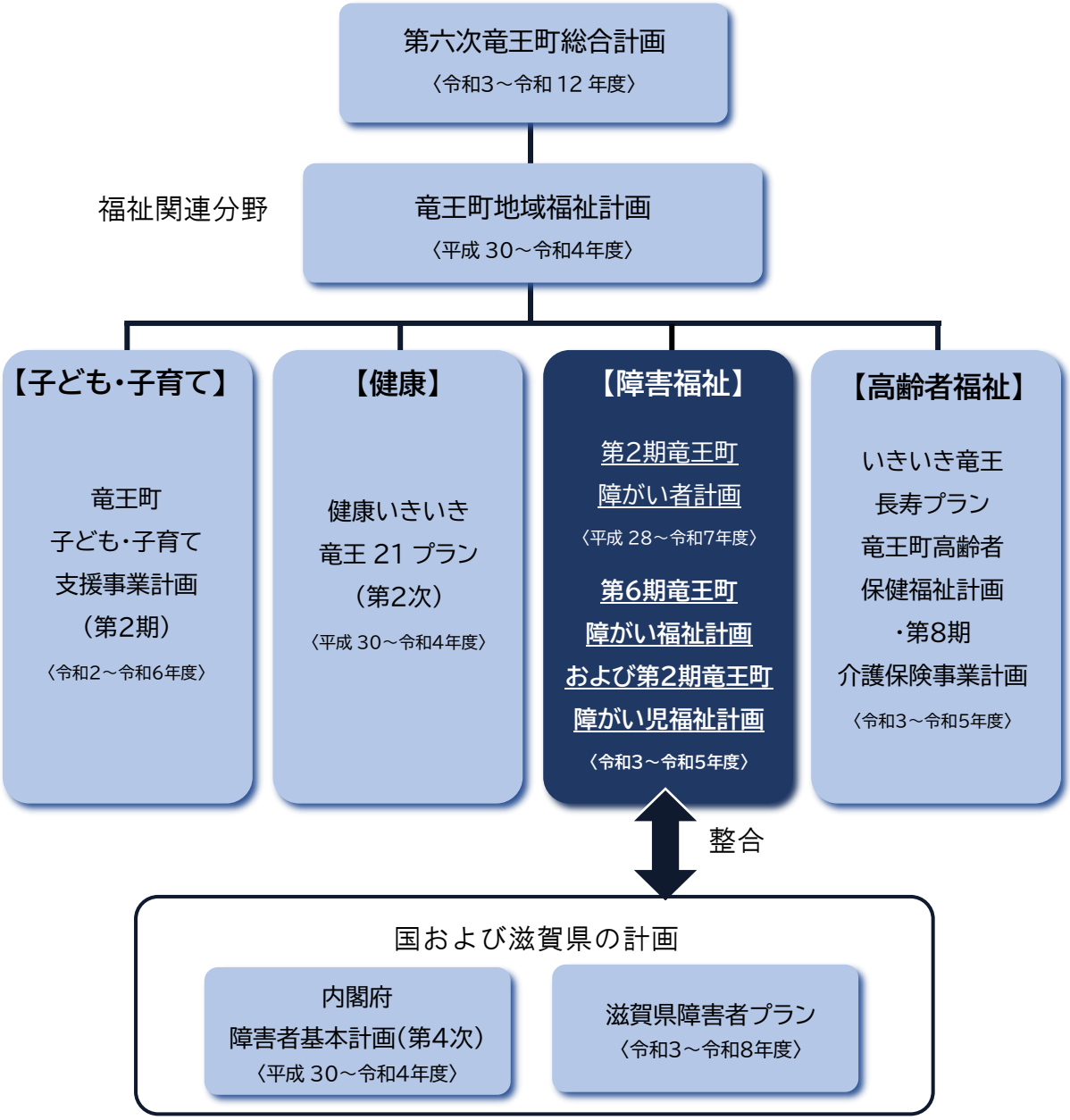

（３）計画の策定体制

本計画は、以下の過程を経て策定しました。

①アンケート調査の実施

	①当事者対象調査	②企業･団体対象調査	③事業所対象調査
調査対象	○町内在住の障害者手帳所持者 ○町内在住の障害児通所支援受給者証所持者	○町内の企業 ○農業団体のうち、法人化されている団体	○東近江圏域所在の事業所のうち、竜王町民の利用実績のある事業所
抽出方法	無作為抽出		
調査方法	郵送による配布･回収		
回収状況	324／700 件 （回収率：46.3%）	21／31 件 （回収率：67.7%）	48／59 件 （回収率：81.4%）

※回収数については、手帳の複数所持、所持手帳種類や年齢の設問での不明・無回答により、合計と一致しない場合がある

②竜王町障害福祉計画策定委員会の開催

本計画の策定にあたっては、学識経験者、関係機関・団体代表者、住民代表者等から成る「竜王町障害福祉計画策定委員会」を開催し、計画について審議しました。

③パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたっては、ホームページ等において計画案を公表し、住民の考えや意見を聞くパブリックコメントを実施しました。

意見募集期間	令和３年２月 16 日～２月 28 日
意見提出数	２件（１人）

（４）計画の対象者

本計画で対象とする「障がいのある人」とは、「障害者基本法」第２条に定められた身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、その他の心身の機能の障害がある者であって、障害および社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受けている状態にあるものです（高次脳機能障害や難病患者を含む）。

（５）計画の推進期間

本計画の計画期間は、令和３年度から令和５年度までの３年間です。

■竜王町の計画策定状況と計画期間

<table>
<tr><th></th><th>令和
元年度</th><th>令和
２年度</th><th>令和
３年度</th><th>令和
４年度</th><th>令和
５年度</th><th>令和
６年度</th><th>令和
７年度</th><th>令和
８年度</th></tr>
<tr><td>障がい者計画</td><td colspan="7">第２期計画（Ｈ28～）</td><td>第３期
計画</td></tr>
<tr><td>障がい
福祉計画</td><td colspan="2">第５期計画
（Ｈ30～）</td><td colspan="3">第６期計画</td><td colspan="3">第７期計画</td></tr>
<tr><td>障がい児
福祉計画</td><td colspan="2">第１期計画
（Ｈ30～）</td><td colspan="3">第２期計画</td><td colspan="3">第３期計画</td></tr>
</table>